

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成26年6月18日

水曜日

第3777号

目次

公 告

○特別保護地区の指針案の縦覧	1
○平成26年度職業訓練指導員試験の実施	4
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	

公 告

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成26年7月1日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成26年6月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 特別保護地区の名称
縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区
- 特別保護地区の区域
別紙図面表示のとおり
- 特別保護地区の存続期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - 指定区分
森林鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

当該地域は、砺波平野の南端に位置し、標高 600m の山麓から高落場山や高清水山などの森林からなる区域である。区域内には夫婦滝などの谷川があり、また、ブナやミズナラ等の原生林となっており、鳥獣に好適な生息環境をなしている。このため、当該区域を、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県砺波農林振興センター

南砺市産業経済部林政課（城端庁舎 2 階）

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県砺波農林振興センター

（「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

特別保護地区の指針案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により次のとおり特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告し、当該特別保護地区の指針案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、平成26年7月1日までに知事に当該指針案についての意見書を提出することができる。

平成26年6月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 特別保護地区の名称

ねいの里鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

別紙図面表示のとおり

3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月 1 日から平成36年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の特別保護地区

(2) 指定目的

この区域は、県民に自然に関する学習の場を提供することを目的に設置された県民公園自然博物館の区域であり、コナラ、ヤマザクラ等の落葉樹及びアカマツ、ソヨゴ等の常緑樹が多く、鳥類が好む実のなる木を豊富に含む林相となっていることから、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているミサゴ、オオタカ及びサンショウクイその他の鳥類並びにタヌキ、キツネ等の獣類が生息しており、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護のため特に重要な区域である。このため、この区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び環境学習の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

なお、この区域の管理については、定期的な巡視の実施等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 1 から 4 までの事項の縦覧場所

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター

富山市農林水産部森林政策課

6 意見書の提出先

富山県生活環境文化部自然保護課

富山県富山農林振興センター

(「別紙図面」は、省略し、1 から 4 までの事項の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

平成26年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により平成26年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条第2項の規定により公示する。

平成26年6月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験職種及び試験範囲

試験職種	試験範囲
全職種	学科試験（指導方法）

2 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
学科試験	平成26年8月19日（火） 午前10時から午前11時まで	富山市向新庄町一丁目14番40号 富山市職業訓練センター

3 受験手続

受験申請書類を平成26年6月23日（月）から同年7月16日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）に富山県商工労働部職業能力開発課（〒930-8501富山市新総曲輪1番7号）に提出すること。

4 その他

受験資格その他詳細については、富山県商工労働部職業能力開発課（電話076-444-3259）に問い合わせること。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年6月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達業務の名称及び数量
富山県営住宅管理システム開発及び運用保守業務委託
- (2) 調達業務の機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 調達期間
契約締結の日から平成32年3月31日まで
- (4) 調達条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加者名簿に登載されているものであること。
- (3) 契約の履行や入札の執行などに当たって、不正な行為などを行った者で、その事実があったときから 2 年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 他の地方公共団体において、本件入札に付する事項に類似するシステムの開発業務の元請けとして委託業務を締結し、運用した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部建築住宅課住宅係

電話076-444-3358（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年6月18日から平成26年6月27日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成26年6月30日 午後5時15分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所

(1) 開札日時 平成26年7月7日 午後2時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、調達業務に要する一切の経費とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認められた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

